告　　示

○金融庁告示第四十八号

カーディフ・アシュアランス・ヴィより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における代表者の氏名及び住所　久米　保則

東京都目黒区八雲二丁目二十二番八号

○消費者庁告示第四号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同法第十七条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十五年八月二十二日

消費者庁長官　阿南　久

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者機構日本	東京都千代田区六番町15番地	東京都千代田区六番町15番地	平成二十五年八月六日

○消費者庁告示第五号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同法第十七条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十五年八月二十二日

消費者庁長官　阿南　久

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者支援機構関西	大阪市中央区石町一丁目1番1号天満橋千代田ビル	大阪市中央区石町一丁目1番1号天満橋千代田ビル	平成二十五年八月六日

○法務省告示第二百九十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十二日

法務大臣臨時代理

国務大臣　古屋　圭司

別表第一北海道ハイテクノロジー専門学校の項の次に次のように加える。

旭川福祉専門学校	北海道
日本国際語学アカデミー・函館校	北海道

別表第一福島日本語学院の項の次に次のように加える。

新白河国際教育学院	福島県

別表第一財団法人霞山会東亜学院の項中「財団法人霞山会東亜学院」を「一般財団法人霞山会東亜学院」に改め、同表東京国際大学付属日本語学校・日本語進学課程Ａ学科、同・日本語進学課程Ｂ学科の項中「東京国際大学付属日本語学校・日本語進学課程Ａ学科、同・日本語進学課程Ｂ学科」を「東京国際大学付属日本語学校・進学課程４月コース、同・進学課程10月コース」に改め、同表アン・ラングージ・スクール練馬校の項の次に次のように加える。

早稲田言語学院	東京都

別表第一横浜秀峰国際学院の項を削り、同表ＥＳＬラボ日本語学院名古屋の項の次に次のように加える。

Ｕｓｅｃ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｓｃｈｏｏｌ	愛知県

別表第一日本工科専門学校日本語学科の項中「日本工科専門学校日本語学科」を「専門学校日本工科大学校日本語学科」に改め、同項の次に次のように加える。

阪神自動車航空鉄道専門学校日本語別科	兵庫県

別表第一英数学館岡山校日本語科・二年コース、同・一年半コース（大学進学準備一年半コースを除く。）の項を削り、同表東アジア日本語学校の項の次に次のように加える。

日本国際語学アカデミー・福岡校	福岡県

別表第一長崎日本語学院の項の次に次のように加える。

こころ美健福祉専門学校	長崎県

別表第一九州測量専門学校日本語科の項の次に次のように加える。

熊本外語専門学校	熊本県

別表第二京都コンピュータ学院鴨川校京都日本語研修センター・進学準備一年コース、同・進学準備一年半コースの項の次に次のように加える。

学校法人育英館関西語言学院・進学準備教育１年半コース、同・進学準備教育１年コース	京都府

別表第四英数学館岡山校日本語科・大学進学準備一年半コースの項の次に次のように加える。

英数学館校岡山校日本語科・二年コース、同・一年半コース（大学進学準備一年半コースを除く。）	岡山県

○法務省告示第三百号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十二日

法務大臣臨時代理

国務大臣　古屋　圭司

第一号の表中「財団法人国際調和クラブ」を「一般財団法人国際クラブ」に改める。

第二号を次のように改める。

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
ホリー株式会社	東京都江東区富岡二丁目九番十一号	溶接
エルナー株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目八番十一号	プリント配線板製造